

久納会計FAXニュース



Kunoh Accounting Office

久納公認会計士事務所

確定申告が始まります

今年も確定申告の時期がやってまいりました。申告される方は、ご準備をよろしく願いいたします。以下では、給付金の課税関係についてと所得税と贈与税の確定申告が必要となる方、必要書類についてまとめてみました。なお、本年度の確定申告の期間は、1カ月の期間延長となり、2月16日（火）から4月15日（木）までとなっています。

給付金の課税関係について

昨年は新型コロナウイルス感染症、GOTOキャンペーン等の様々な給付金の支給がありました。支給された主な給付金についての課税関係は下記になります。

① 事業所得となるもの

持続化給付金、家賃支援給付金、雇用調整助成金、県・市町村の新型コロナウイルス感染症対策協力金等の事業に関連して支給される給付金

② 一時所得となるもの

持続化給付金（給与所得者）、マイナポイント、GOTOキャンペーン事業の給付金等（他の一時所得合わせて、50万円を超してしまうと確定申告が必要となります）

③ 雑所得となるもの

持続化給付金（雑所得者）等

④ 非課税となるもの

特別定額給付金や新型コロナウイルス感染症対応従者への慰労金などの給付金等

上記以外にも、様々な給付金が支給されています。課税となる給付金も多くありますので、給付を受けられた際には、ぜひ担当までご連絡ください。

所得税の確定申告が必要な方

① 給与所得のみの方

通常、年末調整で納税は完了していますので、確定申告は不要ですが、下記の方は確定申告が必要となります。

- (イ) 年間の給与収入が2,000万円を超える人
- (ロ) 2か所以上から給与の支払いがあった人
- (ハ) 一定額のアルバイト収入がある方で源泉徴収をされていない人
- (ニ) 給与所得以外の所得があった人

② 公的年金等の収入のみの方

年間の公的年金等の収入金額が400万円以下、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合は、確定申告の必要はありませんが、住民税の申告は必要になる場合があります。

③ 株など有価証券を売却した方

下記に当てはまる場合は確定申告が必要です。

- (イ) 特定口座（源泉徴収あり）以外の口座で株式などの売却をして、利益を得た場合
- (ロ) 過去3年内（平成29～令和元年）の上場株式等の譲渡損失の金額を、本年度の株式等に係る譲渡益と上場株式等に係る配当所得と相殺をしたい場合
- (ハ) 平成30～令和2年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を令和3年以降に繰り越したい場合

上場株式等に係る譲渡損失の金額は3年間繰り越すことができます。ただし、確定申告をしないと繰り越すことができませんので、ご注意ください。

④ 不動産を売却された方

不動産を売却し、売却益がある場合には確定申告が必要です。

- ⑤ 保険の満期・解約があった方や課税となる給付金の支給を受けた方

保険の満期や解約があった場合、確定申告が必要な場合があります。この場合、「一時所得」という所得区分になりますので、収入金額から払い込んだ保険料を引き、さらに一時所得の特別控除額50万円を差し引いた金額を2分の1にした金額が課税所得となります。また、ふるさと納税の返礼品（寄附金額の30%で計算します）やマイナポイント、GOTOキャンペーン事業の給付金も一時所得となります。

贈与税の確定申告が必要な方

確定申告が必要な税目としては所得税の他に贈与税もあります。

下記の場合は、贈与税の確定申告が必要になりますのでご注意ください。

- (イ) 令和2年中に110万円を超える財産の贈与を受けた場合
- (ロ) 財産の贈与を受けた方で配偶者控除の特例を適用する場合
- (ハ) 財産の贈与を受けた方で、相続時精算課税を適用する場合
- (ニ) 財産の贈与を受けた方で、住宅取得資金の非課税を適用する場合

還付申告をすることができる人

転職をした方や、年末調整では適用できない所得控除（医療費控除やふるさと納税等の寄付金控除、住宅ローン控除等（初回のみ））を受ける方は、納めた所得税が戻ってくる可能性があります。また、還付申告は提出期限後の申告が可能な場合がありますので、令和元年以前のことであっても気が付かれた場合は当事務所までご相談ください。

配当所得（所得税と住民税の課税方式の選択）

現行では上場株式の配当所得や譲渡所得について、所得税と住民税で異なる課税方式の選択が出来るようになってきました。配当所得の課税方式は3種類あり、納税者に最も有利になる申

告方式を検討いたします。どの方式を選択するかによって、税金はもちろんのこと、国民健康保険料や保育料などの計算にも影響してきますので、配当所得がある方は是非一度ご相談ください。

確定申告の際に用意して頂きたい書類

確定申告の際に用意して頂きたい書類で一般的なものは以下の通りになります。

- ① 給与所得の源泉徴収票
- ② 公的年金等の源泉徴収票
- ③ 配当金の支払調書
- ④ 特定口座年間取引報告書
- ⑤ 医療費の領収書（セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は、対象となる医薬品を購入した薬局等の領収書）
- ⑥ 社会保険料（国民年金、国民健康保険等）の控除証明書
- ⑦ 生命保険料、地震保険料の控除証明書（年末調整時に提出していない場合）
- ⑧ 寄付金（ふるさと納税を含む）の受領証
- ⑨ 住宅ローンの年末残高等証明書（住宅ローン控除の適用を受ける場合）
- ⑩ 給付金の通知
不動産所得がある場合は以下のものもご用意ください。
- ⑪ 不動産の使用料等の支払調書または家賃等が入金される通帳の写し
- ⑫ 固定資産税課税明細書、その他不動産所得に係る経費の領収書

また不動産等の譲渡、保険の満期・解約、GOTOキャンペーンによる給付金がある場合、他に所得や控除できるものがある場合には、その関係書類も用意して頂きますようお願い致します。

お手数お掛けしますが上記の書類のうち該当するものをご用意の上、巡回時または郵送等で担当者にお渡しください。以上